

府政防第 1327 号
消防災第 130 号
健感発 0706 第 1 号
観觀産第 331 号
令和 2 年 7 月 6 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長
(公印省略)

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A（第 2 版）について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A（第 1 版）について」（令和 2 年 6 月 10 日付け府政防第 1263 号他）を発出したところです。

この通知においては、自宅療養者等の避難の検討や、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境の確保等に関する留意事項の取扱いについて、Q & A として示したところです。

この度、Q & A について更に検討を進め、別添のとおり更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいいたします。

なお、この Q & A（第 2 版）は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、高尾、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榎原
TEL 03-3595-2257（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q & A ～自治体向け～

1. 平時における対応

○自宅療養者等の避難の検討

Q 1 自宅療養者の避難先はどのように検討する必要がありますか。

A 1

自宅療養者の被災に備えて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。家族と離れて避難する可能性があることも伝えます。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則ですが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機していただくことが考えられます。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）の避難所レイアウト（例）等を参考に、適切な対応を検討します。

自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、都道府県の災害対策本部及び保健所等の調整・指揮の下、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討します。

また、発災時の自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、自宅療養者本人に伝えておくことが望ましいです。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとるといった工夫が考えられます。

また、災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、関係部局が連携して情報を収集する体制を検討しておくことも重要です。

なお、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はないことに留意します。また、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、上記自宅療養者の対応は不要であることに留意します。

Q 2 自宅療養者や濃厚接触者の情報は、市町村へ共有できますか。共有したらどのように使用することが考えられますか。

A 2

自宅療養者や濃厚接触者への対応に当たっては、関係部局が、都道府県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供につ

いて」（令和2年4月2日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）の内容に留意の上、情報共有が可能であるため、適切に共有してください。

自宅療養者や濃厚接触者の情報があれば、例えば、ハザードマップ等と照合することにより、該当者が危険エリアに居住しているか否か、仮にそうであれば、自宅療養者の場合は万一の場合の移送手段を確保できているか否か、濃厚接触者であれば最寄りの避難所で専用の避難スペースを確保できているか否か、などの事前の検討・準備が可能となります。あらかじめ災害時の対応、避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

Q 3 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点は何ですか。

A 3

自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、都道府県の災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整することが必要です。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、一般的な避難者とは別の建物とすることが望ましいです。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要です。風呂・シャワーを使用する場合は、専用とすることが望ましいですが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をすることが必要です。

避難所における自宅療養者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所等が十分に連携した上で、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討してください。人権に配慮した啓発ポスターを掲示することが考えられます。

Q 4 災害時に自宅療養者や濃厚接触者が自家用車で移動する場合の留意点は何ですか。

A 4

自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討します。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車していただくことが考えられます。窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用します。乗車後は、消毒を行います。

Q 5 濃厚接触者が避難する必要がある場合は、どのような準備をする必要がありますか。

A 5

濃厚接触者は、可能な限り個室管理とします。難しい場合は、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保してください。

一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討してください。

避難所における濃厚接触者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討してください。

○避難者の健康管理に関するこの準備

Q 6 避難所における衛生環境対策としてどのようなものを備蓄する必要がありますか。

A 6

別紙1に、備蓄することが必要と考えられるもののリストを紹介しています。衛生環境対策としての備蓄を進めてください。市町村が備蓄物資を調達するに当たっては、必要に応じて都道府県が市町村を支援してください。

Q 7 避難者が避難所に到着した際、どのように健康状態を把握し、滞在スペースの振り分けを行えば良いですか。

A 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に調整して、避難者の健康状態を確認するための健康チェックリストを作成し、避難所内のどの部屋・スペースに振り分けるかの判断基準を決めておくことが重要です。チェックリスト例（別紙2）、滞在スペースと区画の振り分け例（別紙3）をご参考として下さい。

避難者にあらかじめ体温計、マスク、消毒液、上履き（スリッパ、靴下など）、ごみ袋を準備して持参することを促します。しかし、緊急避難が迫っている場合は、これらの準備がなくてもすぐに避難行動が取れるように周知します。

避難所においても体温計を準備します。体温計（非接触型）を準備することも考えられます。また、レンタル等により、サーモグラフィーを設置することも考えられます。

避難所の入口に、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用の受付窓口（テント）を設け、対応することも考えられます。

避難者に屋外で受付を長時間待たせておくことが風雨のために適当でない場合には、濃厚接触者及び新型コロナウイルス感染者については専用の施設や専用スペースに避難させ、それ以外の避難者はいったん屋内に避難させた上で健康チェックを行うことも考えられます。健康チェックの結果に応じて、避難所内の部屋・スペースに移動していただきます。

受付窓口担当者は、マスク、使い捨て手袋を着用します。眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル。目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等）。以下同じ。）は、スタッフの個々が担当する内容に応じて使用できるよう準備しておきます（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に応対する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）。受付は、ビニールシールドを設置することも考えられます。速乾性消毒剤を受付に置いておくと、検温担当者の検温ごとの手指の消毒や、複数の人が使う場合の体温計の消毒に利用できます。非接触型の体温計であれば、その都度の消毒は不要です。受付窓口担当者へは、人権を尊重した対応について、教育・啓発が必要です。（感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること。）

また、自宅療養者が一時的に避難所に避難した場合には、健康チェックシートだけでなく、PCR陽性となった月日（又は自宅療養開始月日）などを確認します。

テープによる区画や、パーティション、テント毎に番号を付した配置図をあらかじめ作成し

ておき、どの避難者がどの部屋、どの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理します。受付付近に必要な誘導の張り紙類についても、あらかじめ準備をしておくことも考えられます。レイアウト例（別紙4）をご参考として下さい。

避難者名簿には、新型コロナウイルス感染症の患者が生じた場合、その濃厚接触者を後追いできるように、滞在する部屋の名称や区画番号等の記録を追加します。（感染防止のため世帯ごとに1枚の名簿を作成）

なお、避難所の受付窓口では、被災者に関するアセスメント調査表^{*}を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、生活物資等を受け取りに避難所に来られる在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげることもご検討ください。

*医療・保健・福祉・防災関係者が分野横断的に被災者の被災状況をただちに把握し、共有することを目的に作成するもの。以下のURLの別添1を参照。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

Q 8 避難所で対応する職員等は、感染防止対策として具体的にどのような対策を取れば良いでしょうか。

A 8

避難所運営にあたり、場面ごとに想定できる装備内容（別紙5）をご参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行って下さい。

避難所運営スタッフは担当を専用ゾーンで分け、その他のスタッフは専用ゾーンに立ち入らないようにします。

Q 9 避難所の開設後、避難者の健康状態について、どのように確認すれば良いでしょうか。

A 9

新型コロナウイルス感染症に限らず、気をつける事項として、発熱、咳、発疹・炎症、開放創、嘔吐、下痢などの体調の変化が見られた際には、避難所の保健班などに連絡するように周知します。避難者が自己アセスメントができるよう、紙媒体の記録用紙を準備し、それにより運営者が状況把握を行います。アセスメントシート例（別紙6）をご参考として下さい。

避難所に避難した自宅療養者が避難先の宿泊療養施設等が決まるまで待機していただく間は、「新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状」12項目に該当するような健康状態の急変をすばやく察知できるよう留意して下さい。

また、病院等への搬送を行う必要が生じた場合の連絡手段、一時隔離方法、移送手段などについて、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、消防等が連携して決めておく必要があります。

健康状態は、紙媒体でなく、スマートフォンのアプリで管理することも考えられます。（対象者は携帯電話を持参している人であり、充電できる環境であることが条件となります。）

*（例）健康日記 <https://www.hitech-lab.co.jp/covid19/>

また、避難所運営スタッフも連日健康状態を確認し、記録するようにします。

Q 1 0 災害時に医療機関との連携体制をどのように構築すれば良いでしょうか。

A 1 0

都道府県の防災担当主管部局と保健福祉部局が連携し、発災時に市町村が避難所における新型コロナウイルス感染症対策を適切に行えるよう、医療機関等による支援体制を構築してください。

○専用の避難所の検討

(特定の避難者の専用の避難所の検討)

Q 1 1 特定の避難者の専用の避難所とは、どのような避難者のための避難所として設定するのですか。

A 1 1

感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、①高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦等及びその家族、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、それぞれの人の専用の避難所を事前に設定することが考えられます。設定する場合は、人権に配慮して「感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること」を含め、予め住民に十分に周知しておくことが重要です。

(ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備)

Q 1 2 ホテル・旅館等には、どのような避難者の受入れを検討するのが良いでしょうか。

A 1 2

高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等を優先的に避難するように検討することが考えられます。優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、災害時には、避難所として開設したホテル・旅館等に、上記優先順位を踏まえつつ、受入れを図ってください。

また、避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等に移送することが望ましいです。

○避難所のスペースの利用方法等の検討

(一般の避難所内の動線、ゾーニング)

Q 1 3 避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難所内の動線の分け方やゾーニングを適切に行い、避難者にとって十分なスペースを確保するためには、どのようにすれば良いですか。

A 1 3

避難所内の動線の分け方やゾーニング、十分なスペースの確保の検討に当たっては、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）を参考として下さい。発熱・咳等のある人や濃厚接触者のレイアウトは、専門家の確認を受けることが重要です。事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにしてください。

避難者や避難所運営者のため、専用スペースや動線の分かる案内板を用意します。

2. 発災後における対応

○避難所の衛生環境の確保

(健康な避難者への対応)

Q 1 4 健康な避難者の滞在スペースにおける清掃や消毒は、どのように行えば良いでしょうか。

A 1 4

健康な避難者が利用する場所のうち、①特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日にこまめに、②トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液を使用して清拭します。トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要です。トイレについて、ドアノブ、水洗トイレのレバー等は、こまめに消毒します。排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウムを使用します。また、洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示します。換気も十分に行います。手洗い場には石けん・消毒剤を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底します。

掃除、消毒の際には、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋也可。以下同じ。）を適切に選択して着用します。

避難所では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を、できれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように避難者等に周知徹底します。

(参考) 新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
(経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構) (別紙 7)

厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf> (別紙 8)

新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために 防衛省統合幕僚監部

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

(発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への対応)

Q 1 5 発熱、咳等の症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 5

都道府県及び市町村の防災担当部局や保健福祉部局、保健所、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討します。

都道府県及び市町村の保健福祉部局は、保健師・看護師・医師を巡回・派遣し、健康状態を確認します。特に濃厚接触者については保健師の巡回・派遣が適切に行われるよう留意します。症状が変化した場合などに備え、保健福祉部局や保健所等が避難所運営者から連絡・相談を受ける体制を確保します。

発熱・咳等の症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、下記に留意して対応してください。

- ・ 発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者のお世話をする人
心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは、ご自身の体調に留意することが大事ですので、発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者のお世話をするのは避けてください。
- ・ 装備について
発熱・咳等の症状のある人や濃厚接触者と応対する際には、使い捨て手袋、マスク、眼の防護具を適切に選択し、着用します。
- ・ マスクについて
使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外します。マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗ってください(アルコール手指消毒剤でも可)。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆います。
- ・ 手指衛生について
こまめに石鹼で手を洗います。アルコール消毒をします。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにします。
- ・ 換気について
換気を十分にします (Q 2 6 参照)。

- ・ 消毒について

複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）を消毒します。

掃除用手袋、眼の防護具、マスクを着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4 の方法で消毒を行います。頻度は、例えば 2 時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、またはアルコール（70%）による清拭を行います。

（新型コロナウイルス感染症を発症した人への対応）

Q 1 6 災害時に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、どのように対応すれば良いですか。

A 1 6

避難所から病院への移送を含め、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行ってください。

Q 1 7 新型コロナウイルス感染症を発症した軽症者等の建物等について、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討してください。

- ・ できる限り速やかに宿泊療養施設や病院に移送します。
- ・ 軽症者等と対応する際には、使い捨て手袋・マスク・眼の防護具を適切に選択し、着用します。軽症者等もマスクを着用します。
- ・ 軽症者等が一時的に避難所を利用した際には、共用部（トイレを含む）の清掃・消毒に当たって、掃除用手袋、マスク、眼の防護具、長袖ガウン（医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。以下同じ。）を着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4 の方法で消毒を行います。頻度は、例えば 2 時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

また、軽症者等が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、またはアルコール（70%）による清拭を行います。

- ・ 避難所から排出されるごみのうち、ウイルスが付着している可能性の高いごみ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、処理する際に、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかりと縛って封をする、ごみを取り扱ったあとはしっかりと手を洗う、などの対策を実施することに留意します。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。

これらのごみは、他のごみと同様に、基本的に一般廃棄物として処理できますが、ごみの処理先等については、市町村の廃棄物部局とご相談ください。

ごみを処理する際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検

討します。

- ・この他、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）に準拠して対応してください。

Q 1 8 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、避難所内の滞在スペースにおける消毒は、誰が行えば良いでしょうか。

A 1 8

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十七条に基づき、避難所を管理する市町村等が消毒を行うこととなります。消毒の実施方法等については、保健所の指導に基づき、対応することが適当です。避難所を管理する市町村等と保健所において、事前に検討してください。

(避難所における避難者の健康維持)

Q 1 9 避難者の深部静脈血栓症（DVT）の予防のため、どのような対策を行うのが良いでしょうか。

A 1 9

避難者は、濃厚接触者を含め、定期的な軽い運動を推奨します。時間を決めて、施設管理者と相談の上、敷地内のスペースを歩くことを勧めることや、軽い体操の方法のリーフレット（別紙9）を配布して、無理せず自分のペースで体を動かすことを促すことが望ましいです。

避難所において、正しい科学的知見に基づく食事、運動等の在り方に関する正しい知識や、運動機会を提供するなどの健康維持に資する活動を行うことが考えられます。

(ペット同伴避難者への対応)

Q 2 0 ペットを伴った避難者には、どのように対応をすれば良いですか。

A 2 0

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在であることから、被災者の安全を確保するためには、飼い主自身が自らの安全を確保し、ペットとともに避難する同行避難への対応についてルールを決めておくことが重要です。

市町村は、必要に応じ、避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携することが重要です。

また、避難所は動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人等と共同生活を送るところであり、ペットの鳴き声や毛の飛散、におい等への配慮が必要です。

各避難所におけるペット対策については、飼い主は、えさ、ケージ等を用意して、責任をもって避難所でペットを飼育し、避難所の運営者は、避難スペースを確保するなど、具体的な対

応を検討し、ペットを伴った避難のルールを決めて、事前に飼い主へ周知し、避難所開設時にはわかりやすく掲示します。

また、避難所開設が長期に及び、市町村等が、避難所でのペット支援にボランティアの協力を求める場合は、社会福祉協議会等と連携して受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集を行い、ボランティアの配置と役割を指示します。なお、協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認や、ペット支援に当たっての人員体制、活動内容などを事前に把握しておくことが重要です。

なお、ペットから人に新型コロナウイルスが感染した例は確認されていません（2020年6月現在）。

（参考）

環境省「人とペットとの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

環境省「被災ペット救護施設運営の手引き」（平成31年3月）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103.html

環境省「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範」（令和2年3月）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a/a-1a.pdf

（車中泊への対応）

Q 2 1 やむを得ず車中泊をしている人への対応は、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 2 1

ペットの世話やプライバシー確保など様々な理由により車中泊を選択する避難者が想定され、感染症の現下の状況では、車中泊が増えることが想定されます。そのような時は、次のことについて留意する必要があります。

- ・豪雨時は、車での屋外の移動は危険であること、また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しておくことを周知します。
- ・車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて車両スペースを確保します。夜間の安全確保のため、照明のある場所が望ましいです。
- ・市町村が車中泊のためのスペースを確保する場合などにおいては、食料等必要な物資の配布や、保健師等による健康相談等を受けられる場所等の情報を車中泊の避難者に伝え、支援を受けられるよう促します。また、物資の配布等を通じて車中泊の避難者の情報を把握できるようにします。
- ・いわゆるエコノミークラス症候群の対策として、（別紙10）を避難者等に配布し、歩行や水分補給等を進めるなど、避難者への適切な支援を行うとともに、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等の避難所を活用することも考えられます。
- ・車のように狭く気密な空間では短時間で車内の温度が上昇しやすく、熱中症の危険性が高

ります。車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をします。また、車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を車の中で一人にさせないようにします。

- ・夜間等寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは避けるようにします。

<参考>

厚生労働省 HP 「エコノミークラス症候群の予防のために」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170807.html>

※URL の参考資料が別紙 10

(その他)

Q 2 2 避難所で炊き出しや弁当の受け取り、食事を行う際には、どのようなことに注意すべきでしょうか。

A 2 2

炊き出し等を行う場合には、調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事のとり方を行っていただくことなどに留意していただくことが必要です。その際、一人分ずつ小分けにして配ることや、食事をするときは、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座って食べるようになります。また、衛生管理上、保健所の指導により信頼のおけるケータリングを行うことも検討してください。

発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す方法とします。

Q 2 3 ごみ処理はどのように行えば良いでしょうか。

A 2 3

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討します。生ごみや弁当の容器などの処理については、処理を行う人の防御策とそれに必要な備品を用意します。

避難所から排出されるごみのうち、ウイルスが付着している可能性の高いごみ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、処理する際に、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかりと縛って封をする、ごみを取り扱ったあとはしっかりと手を洗う、などの対策を実施することに留意します。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。

これらのごみは、他のごみと同様に、基本的に一般廃棄物として処理できますが、ごみの処理先等については、市町村の廃棄物部局とご相談ください。

ごみを処理する際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検

討します。

Q 2 4 シャワーや風呂における留意点は何でしょうか。

A 2 4

毎日換水して掃除します。遊離残留塩素濃度 0.4m g /L 以上の維持を徹底します。
濃厚接触者や発熱・咳等の症状のある人はシャワーや風呂を控えますが、使用する場合、順番として、健康な人、濃厚接触者、発熱・咳等の症状のある人のように、周囲への感染を及ぼす恐れのある人は、最後にしていただきます。

手すりなど手がよく触れる箇所は消毒薬でふき取り、湯船や洗い場は洗剤で清掃し、よく流します。

清掃の際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、撥水性のあるガウンを着用します。

Q 2 5 汚れたリネン、衣服の洗濯に当たっては、どのように行えば良いですか。

A 2 5

体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、掃除用手袋、マスク、眼の保護具を着用し、ほかの衣料とは別に分けて、洗うようにします。なお、血液や吐物がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かします。

○十分な換気の実施、スペースの確保等

Q 2 6 換気はどのように行えば良いのでしょうか。

A 2 6

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようにします。窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましいです。

気候、天候や室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について保健福祉部局や保健所と相談します。

機械換気設備による換気については、以下をご参照ください。

- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（リーフレット）
(令和 2 年 4 月 3 日改訂 厚生労働省)
- ・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
(令和 2 年 3 月 30 日 厚生労働省)

なお、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないエアコンは、使用時においても換気が必要です。

3. その他

○避難所で対応を行う人材の確保

Q 2 7 避難所で公衆衛生活動を行う人材も多く必要となりますが、事前にどのように体制を整えておけば良いでしょうか。

A 2 7

新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時は、都道府県域を越えた保健師等の応援派遣が困難になると予測されることから、避難所等で被災者の健康管理に当たる保健師等の人材を、都道府県内で確保する体制の整備が必要になります。

そこで、都道府県が中心となって管内市区町村間の保健師の応援派遣の調整や、都道府県看護協会と連携した災害支援ナースの活用等、関係機関との更なる連携の強化に努めていただけようお願いします。

<参考>

「新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備について（管内市町村及び関係機関との連携強化）」（令和2年7月1日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）

○財政支援等

Q 2 8 新型コロナウイルス感染症への対応のため、避難所としてホテル・旅館等や民間施設を活用したが、災害救助法が適用されなかった場合にも財政的支援はあるのでしょうか。

A 2 8

災害救助法が適用されない場合は、ホテル・旅館等や民間施設の借上げ費用のほか、これらの施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能です。

Q 2 9 避難所の感染対策用の物品（マスク、消毒薬、体温計、パーテイション等）の備蓄について、国からの支援はあるのでしょうか。また、物品の備蓄以外の避難所における感染症への対応についても、国からの支援はあるのでしょうか。

A 2 9

災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物品の備蓄に要する費用について、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能です。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感

「染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能です。例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事、健康維持に資する活動（A 1 9 の内容）に関する事業等が考えられます。

Q 3 0 避難所におけるコロナ対策を実施するにあたって、何が災害救助法に基づく救助費の対象経費となりますか。

A 3 0

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所の設置のために支出した消耗器材費、建物の使用謝金、器物の借上費または購入費、光熱水費等について、救助費の対象としています。また、食品の供与や飲料水の供給のための費用についても、救助費の対象としています。

Q 3 1 新型コロナウイルス感染症対策として備蓄した物資・資材と災害対策として備蓄した物資・資材を相互に融通することはできますか。

A 3 1

相互に融通できます。（新型インフルエンザ対策等特別措置法第 11 条）

Q 3 2 国からのプッシュ型支援とは、どのような手続きでどのようなものが支援されるのでしょうか。

A 3 2

大規模災害発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。このため、国が被災地方公共団体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいます。

プッシュ型支援の対象となる食料や毛布等の基本 8 品目に加えて、感染症予防に必要な物資（マスク、消毒液等）についても、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」や現地派遣職員からの報告等により、被災地の状況を把握の上、関係府省と連携して、プッシュ型支援を実施します。

なお、迅速かつ円滑な物資支援を実現するため、当該システムへの備蓄情報等の事前登録や、大規模災害発災時のシステム活用にご協力をお願いします。

Q 3 3 その他、避難所におけるコロナ対策を進める上で、資金を集める手立てはありますでしょうか。

A 3 3

様々な資金を集める手立てを検討していただきたいと思いますが、その例として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する「企業版ふるさと納税」の活用があります。「企業版ふるさと納税」は、地方公共団体において、地域再生計画（避難所において必要となるマスク、消毒液、パーテイション等の物資や資材の購入等を進める内容を含む。）を作成し、内閣府の認定を受けた場合に、最大で寄附額の約9割が軽減されることから、財源として積極的に活用することをご検討下さい。

企業版ふるさと納税ポータルサイト：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

＜その他参考資料＞

○避難所等における新型コロナウイルス関連の通知等

(ポイント集)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第一版）について（令和2年6月15日付け府政防第1274号・消防災第117号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_hinanjo_point_movie1.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）」（令和2年6月16日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

(災害対策本部関係)

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」（令和2年4月27日付け消防災第79号、消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

- ・「大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について」
(令和2年6月2日付け府政防第1230号・消防災第100号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/0602corona.pdf>

(避難所運営全般)

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
(令和2年4月7日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」
(令和2年5月27日付け府政防第942号・消防災第88号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>

- ・「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」

(令和2年5月27日付け府政防第951号・消防災第96号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou_torikumi.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」
(令和2年6月8日付け府政防第1239号・消防災第108号・健感発0608第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について
(令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)について」
(令和2年6月10日付け、府政防第1263号・消防災第115号・健感発0610第2号・観観産第125号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長・観光担当部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)」(令和2年6月24日付け事務連絡)について
(令和2年6月25日付け、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0625_corona.pdf

(ホテル・旅館等の活用関係)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
(令和2年4月28日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について
(令和2年5月27日付け府政防第1217号・消防災第97号・健感発0527第2号・観観産第75号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長・観光担当部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf

(研修所、宿泊施設等の活用関係)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」

(令和2年5月21日付け府政防第930号・消防災第86号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて」

(令和2年6月16日付け府政防第1273号・消防災第118号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200616_shisetsulist.pdf

(物資の備蓄関係)

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症対応物資等の備蓄状況調査について」

(令和2年5月27日付け府政防第936号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_bichiku.pdf

- ・「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報入力の促進及び今後の消防防災・震災対策現況調査の取扱いについて」

(令和2年5月27日付け府政防第949号・消防災第95号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/logi_system.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通について」

(令和2年6月12日付け内閣府政策統括官(防災担当)・総務省自治行政局公務員部長(新型コロナウイルス感染症総務省対策本部地域連携・調整チーム副主査)・消防庁次長・厚生労働省医政局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局発、各都道府県知事宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0612_mask.pdf

- ・「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの医療機関、高齢者施設等向けの購入専用サイトの周知について」

(令和2年6月17日付け厚生労働省 医政局経済課、医薬・生活衛生局総務課、子ども家庭局総務課、少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局子育て支援課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課、認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課、老健局老人保健課、文部科学省 初等中等教育局幼児教育課、初等中等教育局健康教育・食育課 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県、保健所、特別区設置市衛生主管部(局)・民生主管部(局)、各都道府県私立学校主管部(局) 各都道府県教育委員会、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617_corona_ethanol.pdf

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対応に必要なマスク及び消毒液(手指消毒用エタノール)の確保について(情報提供・希望調査)

(令和2年6月19日付け 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0619_corona_mask_ethanol.pdf

(罹災証明書交付関係)

- ・「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」

(令和2年5月27日付け府政防第950号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)発、各都道府県担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/colona_risai.pdf

(応援職員派遣関係)

- ・「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」

(令和2年5月22日付け総行派第20号、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長発、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長宛て通知)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf

(災害ボランティア関係)

- ・「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」

(令和2年6月1日付け府政防第1231号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)発、各都道府県災害ボランティア担当主管部(局)長・防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について（情報提供）」

（令和2年6月8日付け 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長・災害ボランティア担当主管部（局）長宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_volunteer.pdf

（避難の理解力向上キャンペーン関係）

- ・「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」

（令和2年4月21日付け府政防第819号・消防災第72号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」

（令和2年5月28日付け府政防第1221号・消防災第98号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部局長・防災担当部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/elder_support.pdf

（その他（チラシ等））

- ・「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

○新型コロナウイルス感染症関係

（関係省庁HP）

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp>

- ・新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（防衛省統合幕僚監部HP）

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

○避難所に係るガイドライン等

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
(平成 25 年 8 月 (平成 28 年 4 月改定) 内閣府 (防災担当))
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン (平成 28 年 4 月 内閣府 (防災担当))
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- ・避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン
(平成 23 年 6 月 3 日版 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>
- ・災害時における避難所での感染症対策 (厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html
- ・令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて (情報提供) (令和 2 年 5 月 7 日付け事務連絡 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

○感染症対策関係

- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2)
(令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000619929.pdf>
- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版
(2019 年 3 月 平成 30 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninch/index_00003.html
- ・避難所における感染対策マニュアル
(東北大学大学院 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク)
http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/disaster_con_5.pdf
- ・災害時の保健活動推進マニュアル (令和 2 年 3 月 日本公衆衛生協会)
https://www.sasshi-insatsu.com/data_proof/026863_416/honbun.pdf

(参考となる資料等)

- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
(日本環境感染学会 H P)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

- ・避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト 一手引き版－ Ver.2
(人と防災未来センター)
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/sp_report_vo11_ver2.pdf
- ・福祉避難所開設での感染を防ぐためのゾーニング（速報）（人と防災未来センター）
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/sp_report_Vo12.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）
(新型コロナ感染症と災害避難研究会編)
<http://npo-cemi.com/covid-19/livingwithcorona.pdf>

避難所における衛生環境対策
として必要と考えられるもの

物 資
マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム
フェイスシールド
カッパ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

受付時 健康状態チェックリスト(例)

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日: 令和 年 月 日

避難所名

氏名	年齢

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？ (症状:)	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？ (薬名:)	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にいますか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患有りますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体 温	°C	受付者名	
滞在スペース・区画			

*滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

滞在スペースと区画の振り分けについて(例)

- ① 総合受付にて、避難者に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画(パーテーション〇〇番区画など)を決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準
集合スペース	避難者 スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかつた人
	障がい者 高齢者 スペース	要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	要配慮者等 ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース	濃厚接触者 ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目1にチェックした人
	発熱者等 ゾーン	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目2～10にチェックがついた者、発熱がある人
	要配慮者 ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な人	要配慮者に関する項目14～18のいずれかにチェックがついた人(高年齢の方)、およびその家族
	妊娠婦 ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人の人	要配慮者に関する項目16にチェックがついた人のうち、希望する人

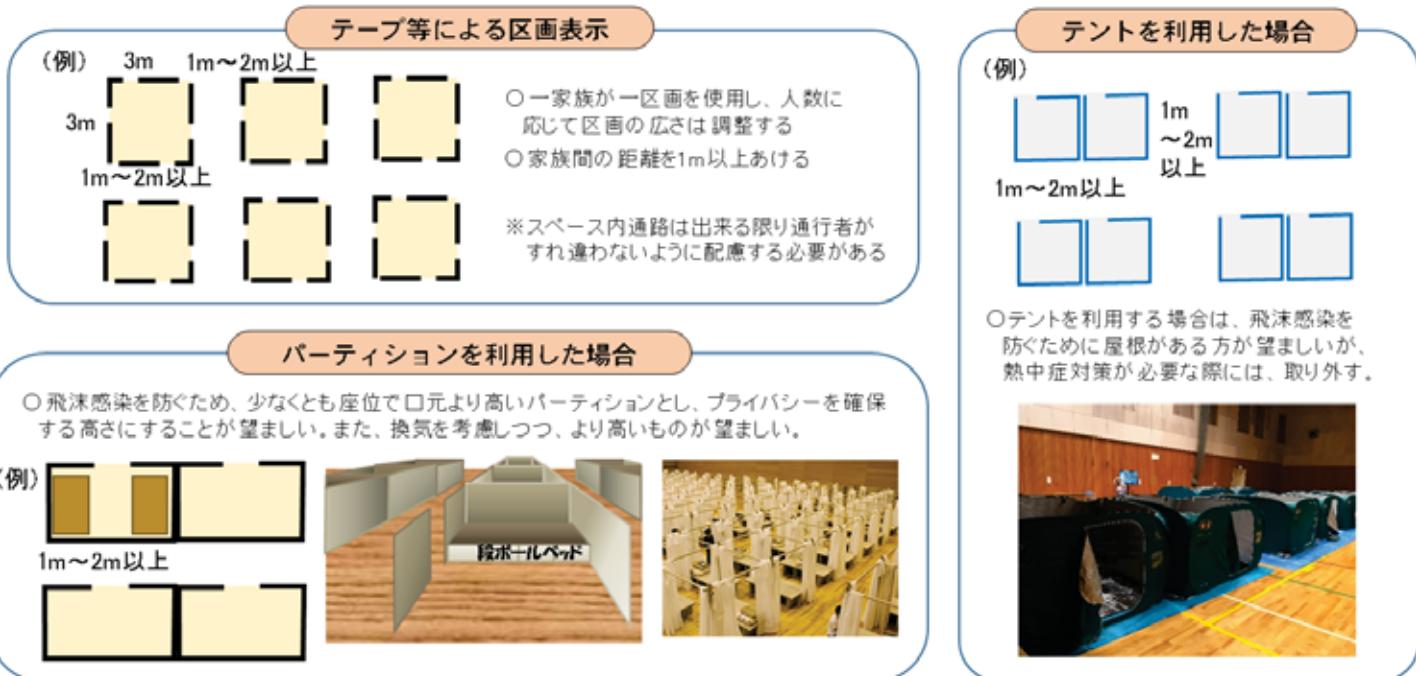
- ③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

避難所滞在スペースのレイアウト（例）

● 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

● 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

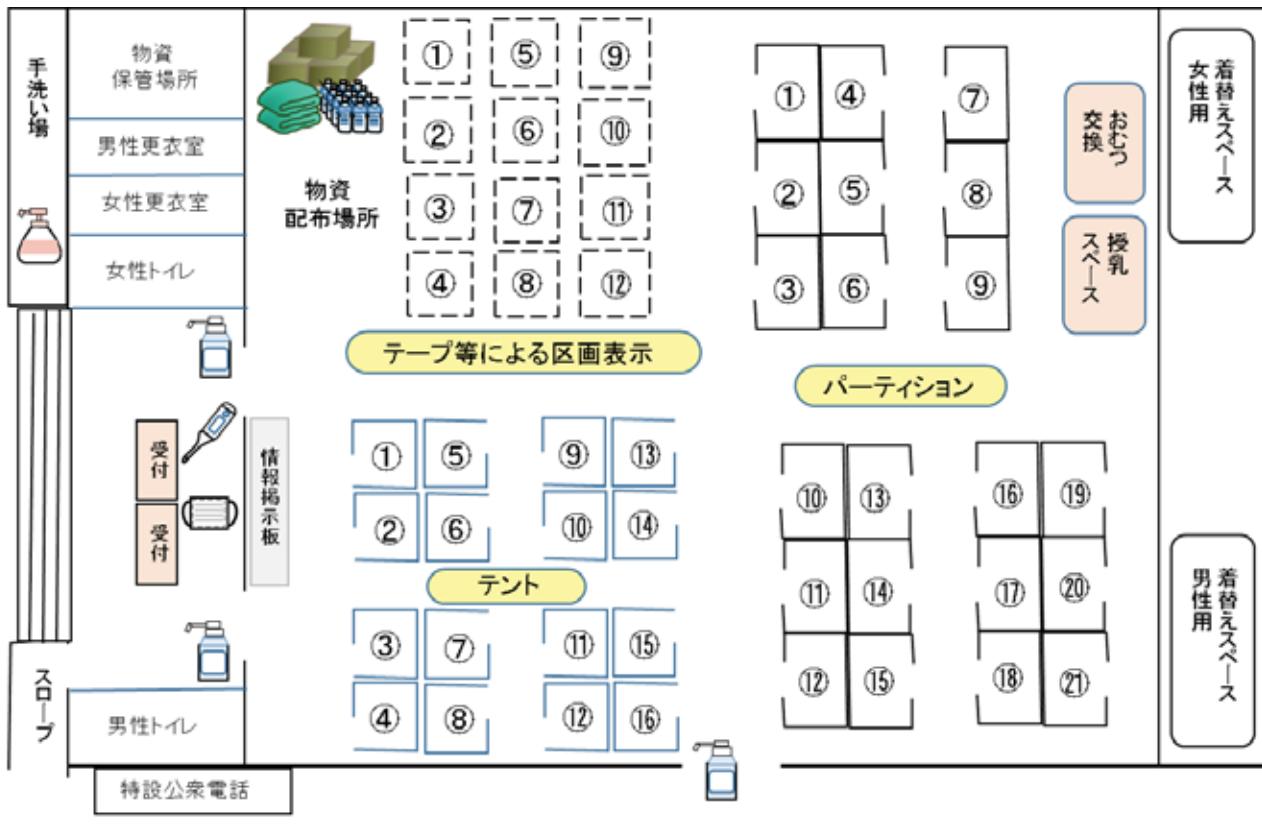


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人ととの距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

● テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

別紙5

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の応対	○	△	※2	○	
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの応対	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○	○	○	
軽症者等ゾーンでの応対	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○	○	○	
ゴミ処理	○		○		○
リネン、衣服の洗濯	○		○	○	
シャワー・風呂の清掃	○		○	○	○

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

（例）：受付で連続して同じ人が複数の避難者に応対する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。

※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カツバでの代用も可。

※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

※8 機水性のあるガウンが望ましい。

※8

避難者健康チェックシート(例)

氏名(ふりがな)	年齢

(避難所名：)

		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
体温測定	朝	°C	朝	°C	朝	°C	朝	°C
	昼	°C	昼	°C	昼	°C	昼	°C
	夜	°C	夜	°C	夜	°C	夜	°C
★ひとつでも該当すれば「はい」に○								
・息が荒くなったり(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーザーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ						
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ						
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ						
下痢	下痢がある	はい・いいえ						
その他	★その他の症状がある ・食欲がない、 ・鼻水・鼻づまり・どのどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない、 ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多いなど	(症状)						
	チェック欄							

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましよう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

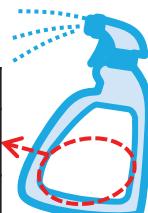
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを
NITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、
成分の界面活性剤が確認できます。

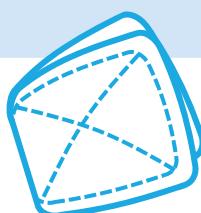
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミンオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って代用することもできます。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。
(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカーラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



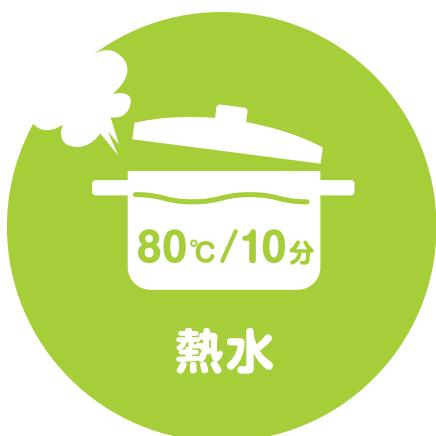
手洗いを丁寧に行なうことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし	約 100 万個	
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯)
	キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

【注意】

使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

○毎日の体ほぐしの運動

～準備運動にも最適です～

新潟大学練田塾編

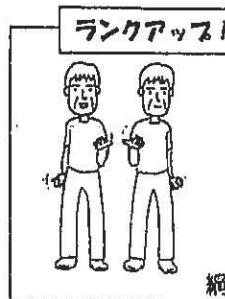
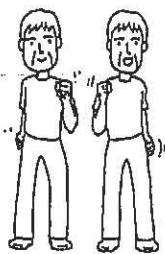
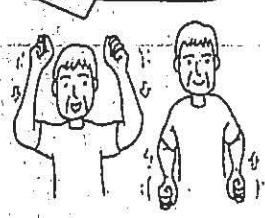
条件によって毎日の運動には工夫が必要となります。ここでは手軽にできるおすすめ基本の運動をご紹介します。ゆっくりと小さな動きから少しづつ大きくしていきます。筋温や神経と筋の協応性を高めるために「ダイナミック(動的)・ストレッチング」で行なうことをお勧めします。息を止めないで、無理をしない範囲で行ってください。

①両腕振り⇒肩腕振り

～肘を軽く曲げ、後ろに肘鉄するように～

⇒脇を軽く締めて、肩をぐっと下げる。脚の屈伸やその場足踏みをしながら行ってもよいでしょう。

慣れてきたらあまり
手を高く挙げずに



前の掌は上に
後ろは下に

網引きや肩の前後差等も

②体幹の回旋運動

⇒脊柱管狭窄症の方や椎間板ヘルニアの方は痛みがあれば行わないこと。痛みがない場合は数回ゆっくりと行なう程度にしてください。

ランクアップ!

慣れてきたら斜め上か
ら斜め下に向かって



③肩甲骨回し～肘を回すように～

⇒最初は小さく、だんだん大きく…
(特に背中側に大きく引きます)



④ 体側の運動

⇒肩が痛い方は、肘を曲げて行ってください

⑤背中まるめ・そらし～胸と腰背部のストレッチ～

ランクアップ!

・腕を耳より少し後ろ
・腕を伸ばしたときに上を
向く(息をはきながら)



⑥股関節回し、前後足あげ

⇒なるべく椅子や壁などにつかまって行ってください。

(腰が痛い方は膝をあまり伸ばさず、痛みのない範囲で)



⑦股関節内転筋ストレッチ

⇒背中や腰を丸くしないように。



⑧ハムストリングス(太もも裏)のストレッチ



ランクアップ!

- ・慣れてきたら腕振りをつけて(肩があがらないように)
- ・つま先の向きを少し変えて
- ・余裕があれば伸ばした脚側から上(天井)を見る。

⑨ふくらはぎのストレッチ



⑩大腿四頭筋(太もも前)のストレッチ



～背伸びと深呼吸～



運動は個人の身体状況や気温・時間帯等によってバリエーションを加えたりするなど工夫して行ってください。

例: 猫背気味の人⇒胸のストレッチのバリエーション

片方の肩があがっている人⇒左右差調整ストレッチ

寒い日の朝⇒関節回し、その場足踏み

.....など

イラスト作成協力：丹治壽彦（新潟大学）、稻葉真理子

エコノミークラス症候群の予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます！

みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく

トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釀する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしづばってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。

※2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。

※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。



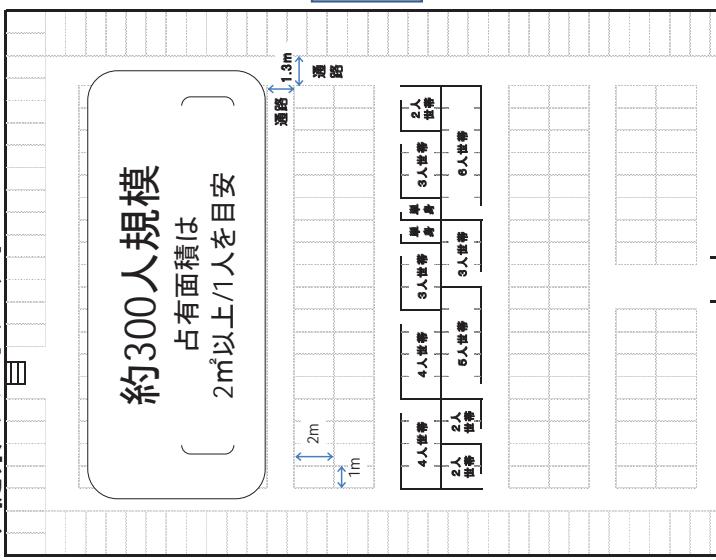
消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。

2. 消毒薬を希釀するペットボトルは専用と明記し、譲って飲むことがないように注意する。

【避難所（体育館）スペースの比較】

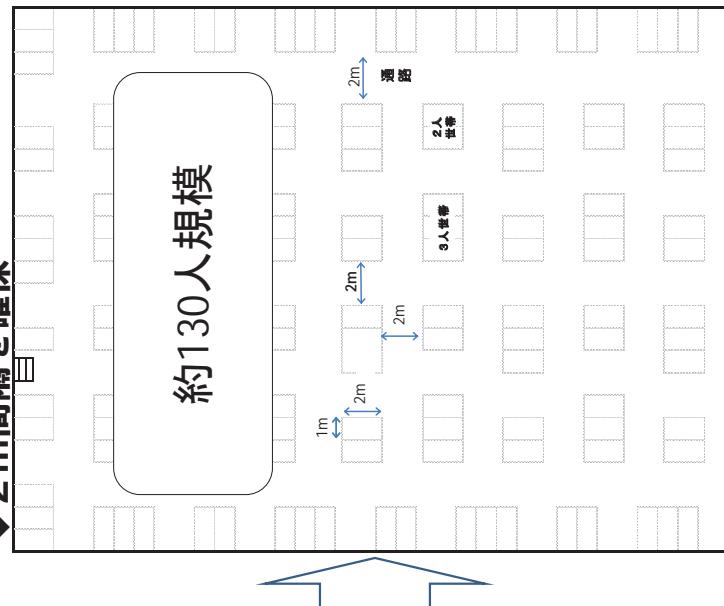
◆従来のレイアウト



現行の岐阜県避難所運営ガイドライン記載のレイアウト

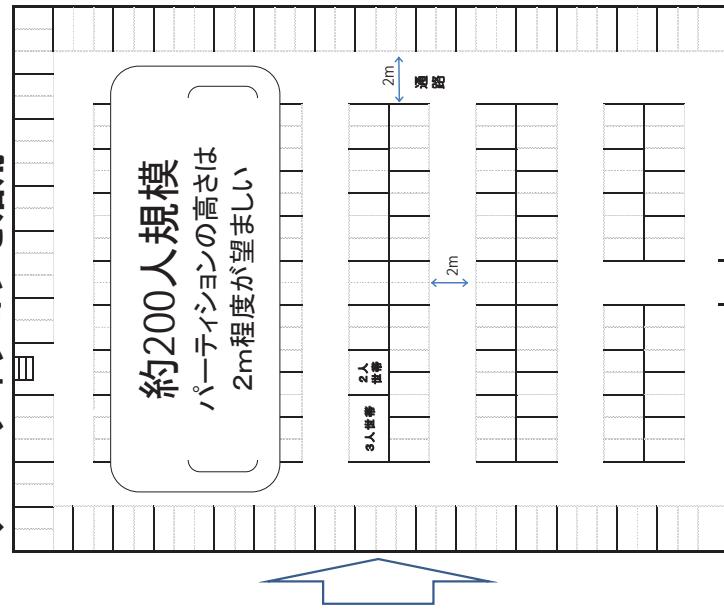
約170人分不足
(従来の約2.3倍スペースが必要)
⇒教室活用や、他の避難先の確保が必要

◆2m間隔を確保



約100人分不足
(従来の約1.5倍スペースが必要)
⇒教室活用や、他の避難先の確保が必要

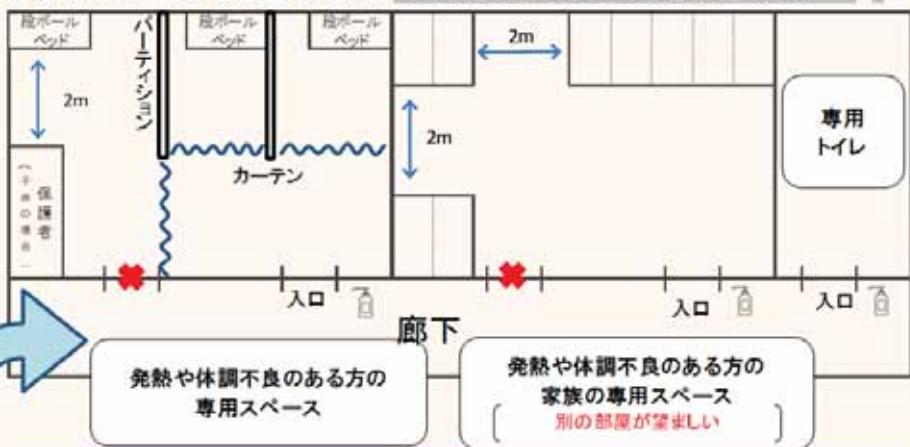
◆パーティションを活用



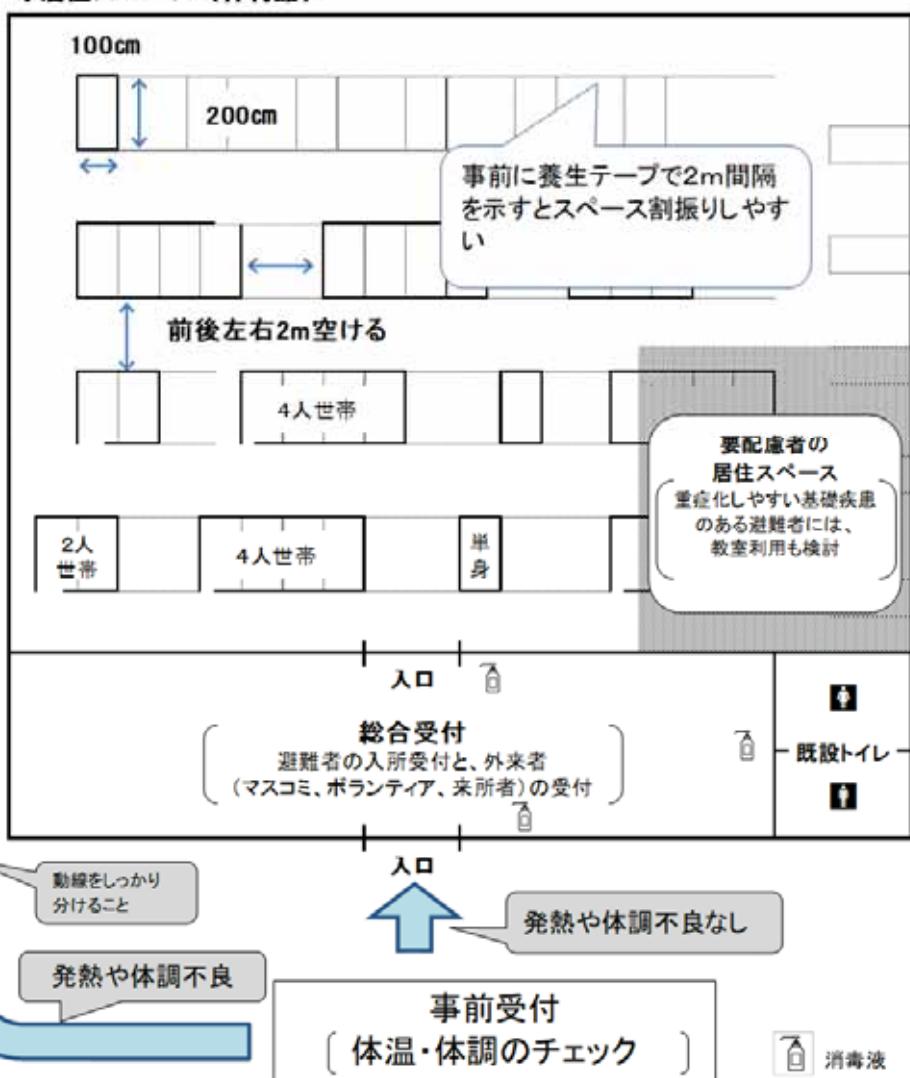
約100人分不足
(従来の約1.5倍スペースが必要)
⇒教室活用や、他の避難先の確保が必要

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】

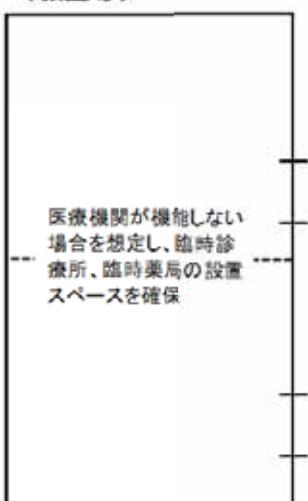
◆専用スペース（教室）※別紙「学校における専用スペース運用例」も参照



◆居住スペース（体育館）



◆臨時の診療スペース（教室等）



避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- ◇ 3密回避のため、親戚や友人宅への避難も考えましょう
- ◇ 健康状態（体温、嗅覚異常など）を確認しましょう
- ◇ 換気を実施し、他の人とは十分な距離をとりましょう
- ◇ 手洗い、咳エチケットなどの対策を徹底しましょう
- ◇ 持参品は、洗剤などを用いて定期的に清掃しましょう

3つの咳エチケット



手洗いの、5つのタイミング

公共の場所
から帰った時



咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時



ご飯を食べる時



前と後！

病気の人の
ケアをした時



外にあるもの
を触った時



3密



新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばつて封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹼を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における
廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

—ごみを取り扱う際に心がける3つのこと—

その1

ごみに直接触れない!

ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は

手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の
少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用を徹底しましょう。

なお、気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。



その2

しっかり縛って封をする!

ごみが袋の外面に触れた場合、ごみ袋の結び目からごみが出そうな場合、

ごみ袋が破れそうな場合など、感染防止の観点から、ごみ袋を二重にして封をしてください。

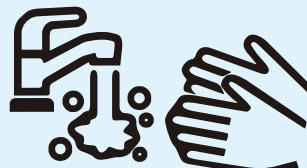
パッカー車によりごみ袋を圧縮して収集・運搬する場合は、袋の破裂を防止するため、

ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。



その3

ごみを捨てたあとは、 しっかり手を洗う!



ごみを取り扱ったあとは、流水と石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底すること。

気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。

このほか、新型コロナウイルス感染症の廃棄物対策に関する基礎情報や留意点などは、こちらを御覧ください。>>>



宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、
廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を確実に行う必要があります。

※宿泊療養施設は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設です。病院や診療所などとは異なり、医師等が医業を行う場所ではありません。

※廃棄物処理法上、感染性廃棄物は、病院などの医療関係機関等での医療行為等により発生する感染性病原体を含むなどした廃棄物をいいます。

宿泊療養施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、
感染性廃棄物を扱う処理施設において、廃棄物の処理が集中・停滞するおそれがあることに十分御配慮ください。



「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は
避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ

検索



避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q & A ～自治体向け～

1. 平時における対応

○自宅療養者等の避難の検討

Q 1 自宅療養者の避難先はどのように検討する必要がありますか。

A 1

自宅療養者の被災に備えて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。家族と離れて避難する可能性があることも伝えます。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則ですが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機していただくことが考えられます。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(令和2年6月10日、府政防第1262号等)の避難所レイアウト(例)等を参考に、適切な対応を検討します。

自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、都道府県の災害対策本部及び保健所等の調整・指揮の下、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討します。

また、発災時の自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、自宅療養者本人に伝えておくことが望ましいです。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとるといった工夫が考えられます。

また、災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、関係部局が連携して情報を収集する体制を検討しておくことも重要です。

なお、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はないことに留意します。また、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、上記自宅療養者の対応は不要であることに留意します。

Q 2 自宅療養者や濃厚接触者の情報は、市町村へ共有できますか。共有したらどのように使用することが考えられますか。

A 2

自宅療養者や濃厚接触者への対応に当たっては、関係部局が、都道府県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供につ

いて」（令和2年4月2日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）の内容に留意の上、情報共有が可能であるため、適切に共有してください。

自宅療養者や濃厚接触者の情報があれば、例えば、ハザードマップ等と照合することにより、該当者が危険エリアに居住しているか否か、仮にそうであれば、自宅療養者の場合は万一の場合の移送手段を確保できているか否か、濃厚接触者であれば最寄りの避難所で専用の避難スペースを確保できているか否か、などの事前の検討・準備が可能となります。あらかじめ災害時の対応、避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

Q 3 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点は何ですか。

A 3

自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、都道府県の災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整することが必要です。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、一般的な避難者とは別の建物とすることが望ましいです。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要です。風呂・シャワーを使用する場合は、専用とすることが望ましいですが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をすることが必要です。

避難所における自宅療養者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所等が十分に連携した上で、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討してください。人権に配慮した啓発ポスターを掲示することが考えられます。

Q 4 災害時に自宅療養者や濃厚接触者が自家用車で移動する場合の留意点は何ですか。

A 4

自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討します。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車していただくことが考えられます。窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用します。乗車後は、消毒を行います。

Q 5 濃厚接触者が避難する必要がある場合は、どのような準備をする必要がありますか。

A 5

濃厚接触者は、可能な限り個室管理とします。難しい場合は、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保してください。

一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討してください。

避難所における濃厚接触者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討してください。

○避難者の健康管理に関するこの準備

Q 6 避難所における衛生環境対策としてどのようなものを備蓄する必要がありますか。

A 6

別紙1に、備蓄することが必要と考えられるもののリストを紹介しています。衛生環境対策としての備蓄を進めてください。市町村が備蓄物資を調達するに当たっては、必要に応じて都道府県が市町村を支援してください。

Q 7 避難者が避難所に到着した際、どのように健康状態を把握し、滞在スペースの振り分けを行えば良いですか。

A 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に調整して、避難者の健康状態を確認するための健康チェックリストを作成し、避難所内のどの部屋・スペースに振り分けるかの判断基準を決めておくことが重要です。チェックリスト例（別紙2）、滞在スペースと区画の振り分け例（別紙3）をご参考として下さい。

避難者にあらかじめ体温計、マスク、消毒液、上履き（スリッパ、靴下など）、ごみ袋を準備して持参することを促します。しかし、緊急避難が迫っている場合は、これらの準備がなくてもすぐに避難行動が取れるように周知します。

避難所においても体温計を準備します。体温計（非接触型）を準備することも考えられます。また、レンタル等により、サーモグラフィーを設置することも考えられます。

避難所の入口に、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用の受付窓口（テント）を設け、対応することも考えられます。

避難者に屋外で受付を長時間待たせておくことが風雨のために適当でない場合には、濃厚接触者及び新型コロナウイルス感染者については専用の施設や専用スペースに避難させ、それ以外の避難者はいったん屋内に避難させた上で健康チェックを行うことも考えられます。健康チェックの結果に応じて、避難所内の部屋・スペースに移動していただきます。

受付窓口担当者は、マスク、使い捨て手袋を着用します。眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル。目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等）。以下同じ。）は、スタッフの個々が担当する内容に応じて使用できるよう準備しておきます（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に応対する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）。受付は、ビニールシールドを設置することも考えられます。速乾性消毒剤を受付に置いておくと、検温担当者の検温ごとの手指の消毒や、複数の人が使う場合の体温計の消毒に利用できます。非接触型の体温計であれば、その都度の消毒は不要です。受付窓口担当者へは、人権を尊重した対応について、教育・啓発が必要です。（感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること。）

また、自宅療養者が一時的に避難所に避難した場合には、健康チェックシートだけでなく、PCR陽性となった月日（又は自宅療養開始月日）などを確認します。

テープによる区画や、パーティション、テント毎に番号を付した配置図をあらかじめ作成し

ておき、どの避難者がどの部屋、どの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理します。受付付近に必要な誘導の張り紙類についても、あらかじめ準備をしておくことも考えられます。レイアウト例（別紙4）をご参考として下さい。

避難者名簿には、新型コロナウイルス感染症の患者が生じた場合、その濃厚接触者を後追いできるように、滞在する部屋の名称や区画番号等の記録を追加します。（感染防止のため世帯ごとに1枚の名簿を作成）

なお、避難所の受付窓口では、被災者に関するアセスメント調査表^{*}を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、生活物資等を受け取りに避難所に来られる在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげることもご検討ください。

*医療・保健・福祉・防災関係者が分野横断的に被災者の被災状況をただちに把握し、共有することを目的に作成するもの。以下のURLの別添1を参照。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

Q 8 避難所で対応する職員等は、感染防止対策として具体的にどのような対策を取れば良いでしょうか。

A 8

避難所運営にあたり、場面ごとに想定できる装備内容（別紙5）をご参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行って下さい。

避難所運営スタッフは担当を専用ゾーンで分け、その他のスタッフは専用ゾーンに立ち入らないようにします。

Q 9 避難所の開設後、避難者の健康状態について、どのように確認すれば良いでしょうか。

A 9

新型コロナウイルス感染症に限らず、気をつける事項として、発熱、咳、発疹・炎症、開放創、嘔吐、下痢などの体調の変化が見られた際には、避難所の保健班などに連絡するように周知します。避難者が自己アセスメントができるよう、紙媒体の記録用紙を準備し、それにより運営者が状況把握を行います。アセスメントシート例（別紙6）をご参考として下さい。

避難所に避難した自宅療養者が避難先の宿泊療養施設等が決まるまで待機していただく間は、「新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状」12項目に該当するような健康状態の急変をすばやく察知できるよう留意して下さい。

また、病院等への搬送を行う必要が生じた場合の連絡手段、一時隔離方法、移送手段などについて、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、消防等が連携して決めておく必要があります。

健康状態は、紙媒体でなく、スマートフォンのアプリで管理することも考えられます。（対象者は携帯電話を持参している人であり、充電できる環境であることが条件となります。）

*（例）健康日記 <https://www.hitech-lab.co.jp/covid19/>

また、避難所運営スタッフも連日健康状態を確認し、記録するようにします。

Q 1 0 災害時に医療機関との連携体制をどのように構築すれば良いでしょうか。

A 1 0

都道府県の防災担当主管部局と保健福祉部局が連携し、発災時に市町村が避難所における新型コロナウイルス感染症対策を適切に行えるよう、医療機関等による支援体制を構築してください。

○専用の避難所の検討

(特定の避難者の専用の避難所の検討)

Q 1 1 特定の避難者の専用の避難所とは、どのような避難者のための避難所として設定するのですか。

A 1 1

感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、①高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦等及びその家族、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、それぞれの人の専用の避難所を事前に設定することが考えられます。設定する場合は、人権に配慮して「感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること」を含め、予め住民に十分に周知しておくことが重要です。

(ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備)

Q 1 2 ホテル・旅館等には、どのような避難者の受入れを検討するのが良いでしょうか。

A 1 2

高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等を優先的に避難するように検討することが考えられます。優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、災害時には、避難所として開設したホテル・旅館等に、上記優先順位を踏まえつつ、受入れを図ってください。

また、避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等に移送することが望ましいです。

○避難所のスペースの利用方法等の検討

(一般の避難所内の動線、ゾーニング)

Q 1 3 避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難所内の動線の分け方やゾーニングを適切に行い、避難者にとって十分なスペースを確保するためには、どのようにすれば良いですか。

A 1 3

避難所内の動線の分け方やゾーニング、十分なスペースの確保の検討に当たっては、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）を参考として下さい。発熱・咳等のある人や濃厚接触者のレイアウトは、専門家の確認を受けることが重要です。事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにしてください。

避難者や避難所運営者のため、専用スペースや動線の分かる案内板を用意します。

2. 発災後における対応

○避難所の衛生環境の確保

(健康な避難者への対応)

Q 1 4 健康な避難者の滞在スペースにおける清掃や消毒は、どのように行えば良いでしょうか。

A 1 4

健康な避難者が利用する場所のうち、①特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日にこまめに、②トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液を使用して清拭します。トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要です。トイレについて、ドアノブ、水洗トイレのレバー等は、こまめに消毒します。排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウムを使用します。また、洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示します。換気も十分に行います。手洗い場には石けん・消毒剤を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底します。

掃除、消毒の際には、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋也可。以下同じ。）を適切に選択して着用します。

避難所では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を、できれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように避難者等に周知徹底します。

(参考) 新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
(経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構) (別紙 7)

厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf> (別紙 8)

新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために 防衛省統合幕僚監部

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

(発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への対応)

Q 1 5 発熱、咳等の症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 5

都道府県及び市町村の防災担当部局や保健福祉部局、保健所、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討します。

都道府県及び市町村の保健福祉部局は、保健師・看護師・医師を巡回・派遣し、健康状態を確認します。特に濃厚接触者については保健師の巡回・派遣が適切に行われるよう留意します。症状が変化した場合などに備え、保健福祉部局や保健所等が避難所運営者から連絡・相談を受ける体制を確保します。

発熱・咳等の症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、下記に留意して対応してください。

- 発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者のお世話をする人

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは、ご自身の体調に留意することが大事ですので、発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者のお世話をするのは避けてください。

- 装備について

発熱・咳等の症状のある人や濃厚接触者と応対する際には、使い捨て手袋、マスク、眼の防護具を適切に選択し、着用します。

- マスクについて

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外します。マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗ってください(アルコール手指消毒剤でも可)。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆います。

- 手指衛生について

こまめに石鹼で手を洗います。アルコール消毒をします。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにします。

- 換気について

換気を十分にします (Q 2 6 参照)。

- ・ 消毒について

複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）を消毒します。

掃除用手袋、眼の防護具、マスクを着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4 の方法で消毒を行います。頻度は、例えば 2 時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、またはアルコール（70%）による清拭を行います。

（新型コロナウイルス感染症を発症した人への対応）

Q 1 6 災害時に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、どのように対応すれば良いですか。

A 1 6

避難所から病院への移送を含め、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行ってください。

Q 1 7 新型コロナウイルス感染症を発症した軽症者等の建物等について、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討してください。

- ・ できる限り速やかに宿泊療養施設や病院に移送します。
- ・ 軽症者等と対応する際には、使い捨て手袋・マスク・眼の防護具を適切に選択し、着用します。軽症者等もマスクを着用します。
- ・ 軽症者等が一時的に避難所を利用した際には、共用部（トイレを含む）の清掃・消毒に当たって、掃除用手袋、マスク、眼の防護具、長袖ガウン（医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。以下同じ。）を着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4 の方法で消毒を行います。頻度は、例えば 2 時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

また、軽症者等が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、またはアルコール（70%）による清拭を行います。

- ・ 避難所から排出されるごみのうち、ウイルスが付着している可能性の高いごみ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、処理する際に、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかりと縛って封をする、ごみを取り扱ったあとはしっかりと手を洗う、などの対策を実施することに留意します。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。

これらのごみは、他のごみと同様に、基本的に一般廃棄物として処理できますが、ごみの処理先等については、市町村の廃棄物部局とご相談ください。

ごみを処理する際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検

討します。

- ・この他、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）に準拠して対応してください。

Q 1 8 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、避難所内の滞在スペースにおける消毒は、誰が行えば良いでしょうか。

A 1 8

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十七条に基づき、避難所を管理する市町村等が消毒を行うこととなります。消毒の実施方法等については、保健所の指導に基づき、対応することが適当です。避難所を管理する市町村等と保健所において、事前に検討してください。

(避難所における避難者の健康維持)

Q 1 9 避難者の深部静脈血栓症（DVT）の予防のため、どのような対策を行うのが良いでしょうか。

A 1 9

避難者は、濃厚接触者を含め、定期的な軽い運動を推奨します。時間を決めて、施設管理者と相談の上、敷地内のスペースを歩くことを勧めることや、軽い体操の方法のリーフレット（別紙9）を配布して、無理せず自分のペースで体を動かすことを促すことが望ましいです。

避難所において、正しい科学的知見に基づく食事、運動等の在り方に関する正しい知識や、運動機会を提供するなどの健康維持に資する活動を行うことが考えられます。

(ペット同伴避難者への対応)

Q 2 0 ペットを伴った避難者には、どのように対応をすれば良いですか。

A 2 0

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在であることから、被災者の安全を確保するためには、飼い主自身が自らの安全を確保し、ペットとともに避難する同行避難への対応についてルールを決めておくことが重要です。

市町村は、必要に応じ、避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携することが重要です。

また、避難所は動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人等と共同生活を送るところであり、ペットの鳴き声や毛の飛散、におい等への配慮が必要です。

各避難所におけるペット対策については、飼い主は、えさ、ケージ等を用意して、責任をもって避難所でペットを飼育し、避難所の運営者は、避難スペースを確保するなど、具体的な対

応を検討し、ペットを伴った避難のルールを決めて、事前に飼い主へ周知し、避難所開設時にはわかりやすく掲示します。

また、避難所開設が長期に及び、市町村等が、避難所でのペット支援にボランティアの協力を求める場合は、社会福祉協議会等と連携して受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集を行い、ボランティアの配置と役割を指示します。なお、協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認や、ペット支援に当たっての人員体制、活動内容などを事前に把握しておくことが重要です。

なお、ペットから人に新型コロナウイルスが感染した例は確認されていません（2020年6月現在）。

(参考)

環境省「人とペットとの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

環境省「被災ペット救護施設運営の手引き」（平成31年3月）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103.html

環境省「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範」（令和2年3月）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a/a-1a.pdf

（車中泊への対応）

Q 2 1 やむを得ず車中泊をしている人への対応は、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 2 1

ペットの世話やプライバシー確保など様々な理由により車中泊を選択する避難者が想定され、感染症の現下の状況では、車中泊が増えることが想定されます。そのような時は、次のこととに留意する必要があります。

- ・豪雨時は、車での屋外の移動は危険であること、また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しておくことを周知します。
- ・車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて車両スペースを確保します。夜間の安全確保のため、照明のある場所が望ましいです。
- ・市町村が車中泊のためのスペースを確保する場合などにおいては、食料等必要な物資の配布や、保健師等による健康相談等を受けられる場所等の情報を車中泊の避難者に伝え、支援を受けられるよう促します。また、物資の配布等を通じて車中泊の避難者の情報を把握できるようにします。
- ・いわゆるエコノミークラス症候群の対策として、（別紙10）を避難者等に配布し、歩行や水分補給等を進めるなど、避難者への適切な支援を行うとともに、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等の避難所を活用することも考えられます。
- ・車のように狭く気密な空間では短時間で車内の温度が上昇しやすく、熱中症の危険性が高

ります。車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をします。また、車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を車の中で一人にさせないようにします。

- ・夜間等寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは避けるようにします。

<参考>

厚生労働省 HP 「エコノミークラス症候群の予防のために」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170807.html>

※URL の参考資料が別紙 10

(その他)

Q 2 2 避難所で炊き出しや弁当の受け取り、食事を行う際には、どのようなことに注意すべきでしょうか。

A 2 2

炊き出し等を行う場合には、調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事のとり方を行っていただくことなどに留意していただくことが必要です。その際、一人分ずつ小分けにして配ることや、食事をするときは、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座って食べるようになります。また、衛生管理上、保健所の指導により信頼のおけるケータリングを行うことも検討してください。

発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す方法とします。

Q 2 3 ごみ処理はどのように行えば良いでしょうか。

A 2 3

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討します。生ごみや弁当の容器などの処理については、処理を行う人の防御策とそれに必要な備品を用意します。

避難所から排出されるごみのうち、ウイルスが付着している可能性の高いごみ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、処理する際に、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかりと縛って封をする、ごみを取り扱ったあとはしっかりと手を洗う、などの対策を実施することに留意します。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。

これらのごみは、他のごみと同様に、基本的に一般廃棄物として処理できますが、ごみの処理先等については、市町村の廃棄物部局とご相談ください。

ごみを処理する際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検

討します。

Q 2 4 シャワーや風呂における留意点は何でしょうか。

A 2 4

毎日換水して掃除します。遊離残留塩素濃度 0.4m g /L 以上の維持を徹底します。
濃厚接触者や発熱・咳等の症状のある人はシャワーや風呂を控えますが、使用する場合、順番として、健康な人、濃厚接触者、発熱・咳等の症状のある人のように、周囲への感染を及ぼす恐れのある人は、最後にしていただきます。

手すりなど手がよく触れる箇所は消毒薬でふき取り、湯船や洗い場は洗剤で清掃し、よく流します。

清掃の際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、撥水性のあるガウンを着用します。

Q 2 5 汚れたリネン、衣服の洗濯に当たっては、どのように行えば良いですか。

A 2 5

体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、掃除用手袋、マスク、眼の保護具を着用し、ほかの衣料とは別に分けて、洗うようにします。なお、血液や吐物がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かします。

○十分な換気の実施、スペースの確保等

Q 2 6 換気はどのように行えば良いのでしょうか。

A 2 6

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようにします。窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましいです。

気候、天候や室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について保健福祉部局や保健所と相談します。

機械換気設備による換気については、以下をご参照ください。

- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（リーフレット）
(令和 2 年 4 月 3 日改訂 厚生労働省)
- ・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
(令和 2 年 3 月 30 日 厚生労働省)

なお、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないエアコンは、使用時においても換気が必要です。

3. その他

○避難所で対応を行う人材の確保

Q 27 避難所で公衆衛生活動を行う人材も多く必要となります、事前にどのように体制を整えておけば良いでしょうか。

A 27

新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時は、都道府県域を越えた保健師等の応援派遣が困難になると予測されることから、避難所等で被災者の健康管理に当たる保健師等の人材を、都道府県内で確保する体制の整備が必要になります。

そこで、都道府県が中心となって管内市区町村間の保健師の応援派遣の調整や、都道府県看護協会と連携した災害支援ナースの活用等、関係機関との更なる連携の強化に努めていただけようお願いします。

<参考>

「新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備について（管内市町村及び関係機関との連携強化）」（令和2年7月1日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）

○財政支援等

Q 28 新型コロナウイルス感染症への対応のため、避難所としてホテル・旅館等や民間施設を活用したが、災害救助法が適用されなかった場合にも財政的支援はあるのでしょうか。

A 28

災害救助法が適用されない場合は、ホテル・旅館等や民間施設の借上げ費用のほか、これらの施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能です。

Q 29 避難所の感染対策用の物品（マスク、消毒薬、体温計、パーティション等）の備蓄について、国からの支援はあるのでしょうか。また、物品の備蓄以外の避難所における感染症への対応についても、国からの支援はあるのでしょうか。

A 29

災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物品の備蓄に要する費用について、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能です。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金を活用することが可能です。例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事、健康維持に資する活動（A 1 9 の内容）に関する事業等が考えられます。

Q 3 0 避難所におけるコロナ対策を実施するにあたって、何が災害救助法に基づく救助費の対象経費となりますか。

A 3 0

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所の設置のために支出した消耗器材費、建物の使用謝金、器物の借上費または購入費、光熱水費等について、救助費の対象としています。また、食品の供与や飲料水の供給のための費用についても、救助費の対象としています。

Q 3 1 新型コロナウイルス感染症対策として備蓄した物資・資材と災害対策として備蓄した物資・資材を相互に融通することはできますか。

A 3 1

相互に融通できます。（新型インフルエンザ対策等特別措置法第 11 条）

Q 3 2 国からのプッシュ型支援とは、どのような手続きでどのようなものが支援されるのでしょうか。

A 3 2

大規模災害発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。このため、国が被災地方公共団体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいます。

プッシュ型支援の対象となる食料や毛布等の基本 8 品目に加えて、感染症予防に必要な物資（マスク、消毒液等）についても、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」や現地派遣職員からの報告等により、被災地の状況を把握の上、関係府省と連携して、プッシュ型支援を実施します。

なお、迅速かつ円滑な物資支援を実現するため、当該システムへの備蓄情報等の事前登録や、大規模災害発災時のシステム活用にご協力をお願いします。

Q 3 3 その他、避難所におけるコロナ対策を進める上で、資金を集める手立てはありますでしょうか。

A 3 3

様々な資金を集め手立てを検討していただきたいと思いますが、その例として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する「企業版ふるさと納税」の活用があります。「企業版ふるさと納税」は、地方公共団体において、地域再生計画（避難所において必要となるマスク、消毒液、パーテイション等の物資や資材の購入等を進める内容を含む。）を作成し、内閣府の認定を受けた場合に、最大で寄附額の約9割が軽減されることから、財源として積極的に活用することをご検討下さい。

企業版ふるさと納税ポータルサイト：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

＜その他参考資料＞

○避難所等における新型コロナウイルス関連の通知等

(ポイント集)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第一版）について
(令和2年6月15日付け府政防第1274号・消防災第117号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_hinanjo_point_movie1.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）」
(令和2年6月16日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

(災害対策本部関係)

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」
(令和2年4月27日付け消防災第79号、消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知)

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

- ・「大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について」
(令和2年6月2日付け府政防第1230号・消防災第100号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/0602corona.pdf>

(避難所運営全般)

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
(令和2年4月7日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」
(令和2年5月27日付け府政防第942号・消防災第88号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>

- ・「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」

(令和2年5月27日付け府政防第951号・消防災第96号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou_torikumi.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」
(令和2年6月8日付け府政防第1239号・消防災第108号・健感発0608第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について
(令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)について」
(令和2年6月10日付け、府政防第1263号・消防災第115号・健感発0610第2号・観観産第125号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長・観光担当部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)」(令和2年6月24日付け事務連絡)について
(令和2年6月25日付け、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0625_corona.pdf

(ホテル・旅館等の活用関係)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
(令和2年4月28日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について
(令和2年5月27日付け府政防第1217号・消防災第97号・健感発0527第2号・観観産第75号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長・観光担当部(局)長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf

(研修所、宿泊施設等の活用関係)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」

(令和2年5月21日付け府政防第930号・消防災第86号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて」

(令和2年6月16日付け府政防第1273号・消防災第118号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200616_shisetsulist.pdf

(物資の備蓄関係)

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症対応物資等の備蓄状況調査について」

(令和2年5月27日付け府政防第936号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_bichiku.pdf

- ・「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報入力の促進及び今後の消防防災・震災対策現況調査の取扱いについて」

(令和2年5月27日付け府政防第949号・消防災第95号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/logi_system.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通について」

(令和2年6月12日付け内閣府政策統括官(防災担当)・総務省自治行政局公務員部長(新型コロナウイルス感染症総務省対策本部地域連携・調整チーム副主査)・消防庁次長・厚生労働省医政局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局発、各都道府県知事宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0612_mask.pdf

- ・「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの医療機関、高齢者施設等向けの購入専用サイトの周知について」

(令和2年6月17日付け厚生労働省 医政局経済課、医薬・生活衛生局総務課、子ども家庭局総務課、少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局子育て支援課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課、認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課、老健局老人保健課、文部科学省 初等中等教育局幼児教育課、初等中等教育局健康教育・食育課 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県、保健所、特別区設置市衛生主管部(局)・民生主管部(局)、各都道府県私立学校主管部(局) 各都道府県教育委員会、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617_corona_ethanol.pdf

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対応に必要なマスク及び消毒液(手指消毒用エタノール)の確保について(情報提供・希望調査)

(令和2年6月19日付け 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0619_corona_mask_ethanol.pdf

(罹災証明書交付関係)

- ・「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」

(令和2年5月27日付け府政防第950号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)発、各都道府県担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/colona_risai.pdf

(応援職員派遣関係)

- ・「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」

(令和2年5月22日付け総行派第20号、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長発、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長宛て通知)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf

(災害ボランティア関係)

- ・「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」

(令和2年6月1日付け府政防第1231号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)発、各都道府県災害ボランティア担当主管部(局)長・防災担当主管部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について（情報提供）」

（令和2年6月8日付け 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長・災害ボランティア担当主管部（局）長宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_volunteer.pdf

（避難の理解力向上キャンペーン関係）

- ・「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」

（令和2年4月21日付け府政防第819号・消防災第72号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」

（令和2年5月28日付け府政防第1221号・消防災第98号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部局長・防災担当部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/elder_support.pdf

（その他（チラシ等））

- ・「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

○新型コロナウイルス感染症関係

（関係省庁HP）

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp>

- ・新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（防衛省統合幕僚監部HP）

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

○避難所に係るガイドライン等

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
(平成 25 年 8 月 (平成 28 年 4 月改定) 内閣府 (防災担当))
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン (平成 28 年 4 月 内閣府 (防災担当))
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- ・避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン
(平成 23 年 6 月 3 日版 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>
- ・災害時における避難所での感染症対策 (厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html
- ・令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて (情報提供) (令和 2 年 5 月 7 日付け事務連絡 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

○感染症対策関係

- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2)
(令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000619929.pdf>
- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版
(2019 年 3 月 平成 30 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninch/index_00003.html
- ・避難所における感染対策マニュアル
(東北大学大学院 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク)
http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/disaster_con_5.pdf
- ・災害時の保健活動推進マニュアル (令和 2 年 3 月 日本公衆衛生協会)
https://www.sasshi-insatsu.com/data_proof/026863_416/honbun.pdf

(参考となる資料等)

- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
(日本環境感染学会 H P)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

- ・避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト 一手引き版－ Ver.2
(人と防災未来センター)
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/sp_report_vo11_ver2.pdf
- ・福祉避難所開設での感染を防ぐためのゾーニング（速報）（人と防災未来センター）
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/sp_report_Vo12.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）
(新型コロナ感染症と災害避難研究会編)
<http://npo-cemi.com/covid-19/livingwithcorona.pdf>

別紙及び参考資料で追加した資料

別紙10

エコノミークラス症候群の予防のために

参考資料4

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭での
マスク等の捨て方

参考資料5

宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

参考資料6

知っておくべき5つのポイント